

特定処遇改善加算における令和元年度（10月～3月）の給与改善について

（特定処遇改善加算以外の準用職員も含む）

令和元年 10月 28日

● 算定事業所：特養、シヨート、デイサービス、訪問介護

A. 特定処遇改善における経験等ある介護職員

- * 「特定加算」対象職員：算定事業所に所属する介護職員
- * 「準用職員」対象職員：算定事業所外に所属する介護職員

雇用形態	適用範囲	基本給	特定加算改善手当金額	(調整)
正職員	介護福祉士であつて、かつ法人における勤続年数が10年以上の介護職員等（ホームヘルパー1・2級、介護職員初任者・実務者研修資格等）	基本給 2号UP	月額 26,000円	(注1) 支給
パート タイマー 一職員	介護福祉士であつて、かつ法人における勤続年数が10年以上の介護職員	時給増額 時給 120円UP		(注1) 支給

B. 他の介護職員

- * 「特定加算」対象職員：算定事業所に所属する介護職員
- * 「準用職員」対象職員：算定事業所外に所属する介護職員
法人が指定する生活相談員、施設
介護支援専門員

雇用形態	適用範囲	特定加算改善 手当金額	(調整)
正職員	Aに該当しない法人における勤続年数が1年以上の介護職員等（ホームヘルパー1・2級、介護職員初任者・実務者研修資格等）	月額 15,000円	(注1) 支給
	介護福祉士であつて、かつ法人における勤続年数が10年以上の介護職員等	月額 10,000円	(注1) 支給
	法人が指定する資格を持ち、法人における勤続年数が10年以下の介護職員等（ホームヘルパー1・2級、介護職員初任者・実務者研修資格等）	月額 7,000円	(注1) 支給

B. 他の介護職員

雇用形態	適用範囲	時給増額	(調整)
パート タイマー 一職員	Aに該当しない法人における勤続年数が10年以上の介護職員等（ホームヘルパー1・2級、介護職員初任者・実務者研修資格等）	時給 60円UP	(注1) 支給
	介護福祉士であつて、かつ法人における勤続年数が10年以下の介護職員等	時給 40円UP	(注1) 支給
	法人が指定する資格を持ち、法人における勤続年数が10年以下の介護職員等（ホームヘルパー1・2級、介護職員初任者・実務者研修資格等）	時給 30円UP	(注1) 支給
訪問介護	登録ヘルパー	賞与（6・12月）支給。 一期毎 10,000円～35,000円	(調整)

C. その他の職種

- * 「特定加算」対象職員：算定事業所に所属する年額 440万円以下のその他の職種職員
- * 「準用職員」対象職員：法人が指定するその他職種職員

雇用形態	適用範囲	特別加算改善手当金額
正職員	年額 440万以上でない職員	月額 4,000円
	パートタイマー・看護師	時給 20円UP

(注1) 調整については、当該年度の特定加算収入総額が、上記表に基づき支給した特定加算改善手当の総額（法定福利費の事業主負担も含む）を上回る場合には、その差額調整をし、特定加算の配分ルール及び法人の指針に基づき職員ごとに支給する。（一定の配分基準内に達しない場合は、支給しない）

※この特定処遇改善加算における給与改善額は、当該年度の特定加算見込額と対象職員数から規定に定める金額の範囲内で、毎年度決定し、支給します。